

## 令和5年度技能検定試験における不適切事案について

令和5年9月3日（日）に実施しました技能検定試験において、次のとおり不適切な事案が発生いたしました。

受検者の方には大変ご迷惑をおかけし、お詫び申し上げます。

今後、再発防止に向け、より一層の確認作業を徹底してまいります。

### 1 概要

- |            |   |
|------------|---|
| (1) 試験日    | 令和5年9月3日（日）   |
| (2) 職種・作業名 | 表装職種（表具作業）  |
| (3) 等級     | 2級  |
| (4) 対象者    | 1名  |
| (5) 事案内容   | 愛媛県職業能力開発協会（以下、愛媛県協会）から、徳島県職業能力開発協会（以下、徳島県協会）に学科試験の実施依頼があった受検者について、愛媛県協会が誤って実技試験の問題を徳島県協会へ送付、徳島県協会においても確認が不十分であったことから、試験当日、学科試験の問題が配付できず、受検ができなかった。 |

### 2 これまでの対応と再発防止策

- ・徳島県協会と愛媛県協会とで本人に直接謝罪を行うとともに、追試験の実施について、愛媛県と厚生労働省が協議を行っております。
- ・今後は、送付内容の確認項目を明確にするなどチェック体制を強化し、適切な業務執行に努めて参ります。

### ※ 参考

「技能検定」とは、労働者の技能と地位の向上を図るため、機械加工や建築大工など各職種における技能を一定の基準によって検定し、これを公証する「国家検定制度」です。厚生労働大臣が毎年定める実施計画に基づき、各都道府県と都道府県職業能力開発協会等が試験を実施しています。